

石垣市生活環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境をいう。
- (2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずるばい煙等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) ばい煙等 ばい煙、粉じん、ガス、汚水、騒音、悪臭、振動、地盤の沈下及び土壌の汚染をいう。
- (4) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し又はもたらす施設であって、規則で定めるものをいう。
- (5) 特定工事 生活環境において行われる工事のうち、ばい煙等を発生させ、又はもたらすおそれのあるものであって、規則で定めるものをいう。
- (6) 規制基準 特定施設及び特定工事から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度、程度の許容限度又は施設の構造基準、維持管理の方法であって、規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、常に公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公害を発生させないよう常に努めるとともに、公害防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(特定施設の設置使用届出)

第6条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、設置届出書を市長に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設になったとき現に当該施設を設置している者は、前項の規定にかかわらず特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより使用届出書を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出には、設置場所の周辺関係者の同意書を添付しなければならない。

(特定施設変更等の届出)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、その届出に係わる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準)

第8条 市長は、市民が健康で快適な生活を確保するうえにおいて公害防止を図るため規制基準を定めなければならない。

2 市長は、第1項の規定により規制基準を定めようとするときは石垣市環境審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、廃止したときも同様とする。

3 市長は、第1項の規定により規制基準を定めたときは、当該規制基準を公示しなければならない。これを変更し、廃止したときも同様とする。

4 ばい煙等の排出者は、規則で定める規制基準を遵守しなければならない。

(公害防止協定の締結)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、特定施設等を設置している者又は設置しようとする者との間で公害防止協定を締結し、当該協定にしたがい特別の措置を講ずることができる。

(措置命令)

第10条 市長は、特定施設に係わるばい煙等の量、濃度、程度又は構造基準、維持管理の方法が、その特定施設に係わる規制基準に適合しないと認めるときは、ばい煙等排出者に対し期限を定めて、ばい煙等の処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(公表)

第11条 前条第2項の規定により命令を受けた者が、その命令に応じなかったときは、市長はその者を公表することができる。

(特定工事による公害の防止)

第12条 特定工事をしようとする者は、その工事現場又は当該工事に伴う車両等の運行により、公害が発生しないように努めなければならない。

2 市長は、特定工事による公害の発生のため、市民の健康又は生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該工事を行っている者又はさせている者に対し、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定によって勧告を受けた者が、その勧告に従わないで、特定工事を行っているときは、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを命令することができる。

(燃焼行為の制限)

第13条 何人も、燃焼に伴いばい煙、ガス、すす、粉じん又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、イオウ、皮革、合成樹脂、油類その他これに類するものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他適正な処理の方法により、燃焼させる場合はこの限りでない。

(夜間の静穏保持)

第14条 何人も、夜間において音響機器音、楽器音、人声等によりみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(拡声器の使用制限)

第15条 何人も、病院又は学校等の周辺の地域その他の騒音を防止することにより、周辺の

生活環境を保全する必要がある地域として規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声器を使用してはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業活動に拡声器を使用するときは、規則で定める場合を除き、拡声器の使用の時間及び場所、音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の場合はこの限りでない。

(改善命令)

第16条 市長は、前3条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境がそこなわれると認めるときは、当該行為をしている者又はさせている者に対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において必要な措置をとるべきことを命令することができる。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第17条 市長は、規制基準の定めがないばい煙等により現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等排出者に対してばい煙等の処理、発生または排出の状況その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員にばい煙等排出者の工場または事業場に立入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第10条第1項、同条第2項及び第12条第3項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第22条 第6条及び第7条の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条の規定による命令に違反した者
- (2) 第18条の規定に違反して報告せず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第19条第1項の規定に違反して調査又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。